

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）の一部が改正されたことから、上位法令の関係条項と整合性を図るため、甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 認定こども園法の改正に伴い、引用条項を改めることとします。

【第16条関係】

(2) 内閣府令の改正に伴い、読替規定を改めることとします。

【第36条及び第37条関係】

(3) この条例は、公布の日から施行します。

【付則関係】

3 その他

(1) 認定こども園法及び内閣府令の一部改正については令和5年9月16日に施行されていますが、本改正条例が施行されるまでの間は変更解釈及び読替えによる運用が可能です。

(2) 第16条に係る改正は指定都市及び中核市の事務に関わる内容であり、市町村の事務に係るものではありません。

(3) 予算への影響はありません。